

埼玉県公共事業景観形成指針

平成 21 年 5 月 1 日

改正 平成 24 年 4 月 2 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

第 1 目的

県が行う公共事業における景観形成の基本となる事項及び運用に関する事項を定めることにより、県の良好な景観形成に寄与することを目的とする。

第 2 適用の範囲等

1 適用の範囲

県が行う道路、橋梁、河川、公園及び建築物等の新設（新築）、増設（増築）、外観を変更する修繕及び維持管理（以下「公共事業」という。）を適用の範囲とする。

2 適用の除外

- （1）法令等の定めがあり、この指針に基づく配慮が講じられない場合は、その事項に限り適用を除外することができる。
- （2）道路、橋梁、河川、公園及び建築物等（以下「公共施設」という。）のうち、森林管理道、河川の管理用通路など主に特定の者が利用する部分は、第 4 のうち、2（1）の「周辺の景観資源を眺めやすくする工夫」及び（2）の「眺める場所を心地良くする工夫」の適用を除外することができる。

3 国等への要請

国、市町村、その他の法人（埼玉県景観規則（平成 19 年埼玉県規則第 90 号）第 34 条に基づく法人）が県内で行う公共事業に対して、第 4 の「さらに良くするための工夫」に適合する措置を講ずるよう要請する。

第 3 基本的事項

1 埼玉県景観アクションプランとの整合

県は、景観づくりのビジョンとその実現に向けどのように行動していくのかを示した埼玉県景観アクションプランを策定した。公共事業においても埼玉県景観アクションプランとの整合性に配慮する。

2 市町村の景観計画等への配慮

景観行政団体である市町村の区域内で行う公共事業においては、その市町村が定める景観計画及び公共事業景観形成指針等に配慮する。

3 国の景観形成ガイドラインへの配慮

国は公共事業において良好な景観形成を図るため、事業毎に景観形成ガイドラインを策定している。公共事業における景観形成においては、これらの景観形成ガイドラインを参考とする。

4 その他

公共事業における良好な景観形成には、ユニバーサルデザインの取り組みや、大規模な事業で実施される戦略的環境影響評価（戦略的環境アセスメント）及び環境影響評価（環境アセスメン

ト)の制度が密接に関連している。これらに配慮し、良好な景観形成を図る。

第4 さらに良くするための工夫

公共施設に必要な機能と安心・安全の確保や経済性を考慮した上で県の公共事業により、良好なまち並みを創造し、また周辺の景観資源を生かして良好な景観を醸し出すために「さらに良くするための工夫」を定める。

1 景観資源をつくる

これまで県の公共事業は、地域における良好な景観形成の先導的役割を担ってきた。これからも自ら景観資源となり、先導的役割を果たしていく。

(1) 自ら景観資源となる工夫

ア 地形を生かす

雄大な山々、広大な平野とそれらの接点の丘陵地がつくる自然地形を重視する。公共施設の配置や大きさなどのデザインを工夫し、周辺の地形及び環境への調和に努める。

イ 水と緑に親しむ

山地から田園に至る緑地や、河川や水路が創り出す豊かな表情の水と緑を生かし、自然環境に配慮する。公共施設の配置や植栽などのデザインを工夫し、公共施設と水と緑の一体的な修景に努めるなど、水と緑との調和を図った表情豊かな景観形成に努める。

ウ 歴史と伝統を受け継ぐ

旧街道に沿って歴史を残す宿場町や城下町をはじめ、伝統産業や近代産業などの歴史と文化を伝える景観を保全するとともに、それらを受け継ぎ生かしていく。公共施設の形状や素材などのデザインを工夫し、歴史や文化が継承、発展されるように地域にふさわしい、個性ある景観形成に努める。

エ 身近な生活環境を良くする

活力ある市街地環境や魅力ある良好なまち並み、四季折々の自然と田園のゆとりを享受できる生活環境を整えていく。公共施設の大きさや色彩などのデザインを工夫し、地域にふさわしい楽しさや賑わい、あるいは落ち着きやゆとりのある景観形成に努める。

2 景観資源を引き立てる

周辺にある景観資源の魅力を高めるため、その景観資源を眺めやすくし、さらに眺める場所を心地良くするなど、景観資源を引き立てる公共事業を進める。

(1) 周辺の景観資源を眺めやすくする工夫

ア 公共施設から周辺の景観資源を眺める際に妨げとなる防護柵やサインなどの付属物は、景観資源や周辺環境との調和を考慮して設置する。

イ 公共施設内の周辺の景観資源が眺めやすい場所（眺望点）では、眺めの妨げとなる付属物は、原則として設置しない。

(2) 眺める場所を心地良くする工夫

ア 公共施設は、その場所が周辺の景観資源を安心して安全に眺められる状態であることを利用者がすぐに感じられるように、その場所の各々の要素をきめ細かく「安心・安全」を表現したデザインの工夫を施す。

イ 公共施設内の周辺の景観資源が眺めやすい場所（眺望点）では、「安心・安全」の配慮に加えて、地場産の材料の使用など「地域らしさ」が感じられるようなデザインの工夫を施す。

(3) 周辺の景観資源の邪魔をしない工夫

ア 周辺の景観資源とそれを眺める場所（視点）との間やその景観資源の後方には、眺めの妨げになる公共施設は、可能な限り配置しない。公共施設を配置する場合は、景観資源や周辺環境と調和した色彩、素材、形状、大きさとする。

イ 周辺の景観資源とそれを眺めやすい場所（眺望点）との間やその景観資源の後方には、眺めの妨げになる公共施設は、原則として配置しない。

第5 みんなで守るルール

落ち着いたあるまじき並びを整えるとともに、身近な景観を心地良いものにするためには、公共施設の外観やサイン等に一定のルールが必要である。そこで景観形成に大きな影響要因となる色彩に関して、公共施設の景観形成にかかわる者が「みんなで守るルール」を定める。

1 公共施設の外観の色彩

別表の色彩制限基準に該当する色彩が形成する面積の合計（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えてはならない。

上記の考え方ができないもの（舗装、護岸等）については、別表の色彩制限基準に該当する色彩としない（着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。）。

ただし、地域のシンボルとなる公共施設であり、埼玉県景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた場合や次に掲げる場合等については、この限りでない。

(1) 市町村が地域カラーを定めている場合

(2) 既に制限色が使われている公共施設の一部を修繕する際に、同じ制限色を用いる場合

(3) 利用者の関心を引くため、又は公衆の安全を確保するために制限色を用いる場合

なお、(1) から (3) の場合にあつては、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

2 サインの色彩

公共施設に設置するサイン（建築物の屋内に設置するものを除く。）の地色（文字と図以外の部分）は、原則として彩度6を超える色彩としない。ただし、地域の個性や賑わいの創出などのため、総合的にデザインする場合はこの限りでない。

3 占用許可

公共施設に民間の屋外広告物等の占用を許可する場合は、1の「公共施設の外観の色彩」及び2の「サインの色彩」のルールを準用する。

第6 運用システム

県の公共事業における景観形成の一貫性を確保するとともに一層の景観形成の向上に資するため、また景観の取り組みを県民等に情報公開するための「運用システム」を定める。

1 チェックシートの作成

公共事業の設計段階及び施工段階において、公共事業担当課所は別途定める「チェックシート作成要領」に従い、チェックシートを作成する。

2 専門家アドバイス

(1) 基本設計段階

基本設計を行った公共事業のうち、景観形成上特に重要なものについては、実施設計を行う前に審議会のアドバイスを受け、実施設計に反映させる。

(2) 施工段階

基本設計段階で審議会のアドバイスを受けた公共事業は、今後の公共事業の取り組みに生かすために、施工後に審議会のアドバイスを受ける。ただし、1つの基本設計に対し複数の工区に分けて施工する場合は、最初の工区の施工後に審議会のアドバイスを受け、その後の工区の施工においてそのアドバイスを反映させる。また、全ての工区の施工後に審議会のアドバイスを受ける。

3 その他

施工前に工事内容を地域住民等に説明する場合には、チェックシートの内容、及び専門家アドバイスの内容など景観に関する内容についても説明する。

別表 色彩制限基準

都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められている区域		
色 相	明 度	制限する彩度
7.5R から 7.5Y	—	6を超える
7.5RP から 7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	—	4を超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2を超える

関越自動車道以東で用途地域が定められていない区域		
色 相	明 度	制限する彩度
7.5R から 7.5Y	2以上	6を超える
	2未満	全て
7.5RP から 7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	2を超える	4を超える
	2以下	全て
7.5GY から 7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	全て
N	2以下	—

関越自動車道以西で用途地域が定められていない区域		
色 相	明 度	制限する彩度
7.5R から 7.5Y	9以上	全て
	9未満	6を超える
7.5RP から 7.5R (7.5Rは含まない) 7.5Y から7.5GY (7.5Yは含まない)	9以上	全て
	9未満	4を超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	9以上	全て
	9未満	2を超える
N	9以上	—